東弁2021人権第420号 2022(令和4)年2月3日

警視庁日野警察署 署長 殿

東京弁護士会 会 長 矢 吹 公 敏

勧告書

当会は、A氏の申立を受けて、調査をした結果、貴署に対して、下記のとおり勧告いたします。

記

第1 勧告の趣旨

貴署職員は、平成31年3月8日午後0時35分頃、通報を受けて臨場し申立人から事情聴取をした際、申立人の左環指の爪の一部の剥離(以下「本件怪我」という。)を確認し、本件怪我が医師等による診療等医療上の措置が必要な程度であると認識したにもかかわらず、かかる措置を受けさせないまま、申立人を貴署に任意同行させ、同日午後11時13分に申立人を逮捕し、留置場所の東大和警察署に移送するまでの間、必要な医療上の措置(患部への絆創膏の貼付等を含む)をしなかった。

これは、申立人が有する適切な医療措置を受ける権利を侵害するものである。 よって、任意同行させた者や逮捕した者が負傷し又はその疑いがあるときに は、速やかに医師等による診療を行うことその他必要な医療上の措置を執るこ とを徹底するよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

申立人は、平成31年3月8日午後0時20分頃、申立人宅を訪れた男(以

下「加害者」という。)と掴み合いとなった際、本件怪我を受傷した。

通報を受けて臨場した貴署職員は、平成31年3月8日午後0時35分頃、申立人から事情聴取をした際、申立人が本件怪我を受傷していることを確認し、申立人の爪の剥離が軽微なものではなく、医師による診療等医療上の措置が必要な程度であると認識しているにもかかわらず、積極的にかかる措置を受けさせることのないまま、申立人を貴署へ任意同行させた。

貴署職員は任意同行させた申立人を貴署にとどめ置いたうえで、加害者に対する暴行の被疑者として実質的な取調べを含む必要な捜査をしたほか、加害者から暴行を受けたとする申立人からの被害届も受け付けた。

申立人は、同日午後11時13分、加害者に対する暴行を被疑事実として逮捕され、東大和警察署に留置された。

申立人は、貴署職員が任意同行を求めてから、逮捕されて留置先の東大和警察署に移送されるまで本件怪我の治療を希望していた一方で、貴署職員は、申立人の本件怪我が、医療上の措置を要する程度であると認識していたにもかかわらず、医師等による診療を行うことその他必要な医療上の措置(患部への絆創膏の貼付等を含む)を実施しなかった。

その後、東大和警察署は、同月11日、申立人の左環指に絆創膏を貼付する 処置を実施した。

2 権利侵害性

上記のとおり、申立人が受傷した本件怪我は、医師等による診療等医療上の 措置を要する程度であったにもかかわらず、貴署職員は医師等による診療を行 うことその他必要な医療上の措置(患部への絆創膏の貼付等を含む)を何ら実 施していない。

捜査機関が、捜査機関内に被疑者や参考人を呼び、捜査や取調べを行う際、 当該被疑者や参考人が負傷している場合には、仮に捜査の必要があったとして も、当該被疑者や参考人が治療等の適切な医療上の措置を受ける権利を妨げられる理由はない。被疑者や参考人が負傷しまたはその疑いがあるときには、捜査機関が積極的に必要な医療上の措置を実施するべきであり、被疑者や参考人も捜査機関の担当者に対し、速やかに医師等による診療その他適切な医療上の措置を実施するよう求める権利があるというべきである。

すなわち、捜査機関が被疑者等を任意同行した後、当該被疑者等が負傷しま たはその疑いがあるにもかかわらず、何らの必要な医療上の措置をしなかった とすれば、当該被疑者等が有する適切な医療措置を受ける権利を侵害している。

3 結論

本件において、貴署職員は、申立人の本件怪我を確認し、本件怪我が医師等による診療等医療上の措置が必要な程度であると認識していたにもかかわらず、積極的に医療上の措置をせず、申立人を任意同行させてから申立人を逮捕のうえ留置場所の東大和警察署に移送するまでの間も、なんら医療上の措置をしなかったものであり、貴署職員の行為は申立人が有する適切な医療措置を受ける権利を侵害している。

よって、頭書のとおり勧告をする次第である。

以上